

平成31年度事業計画書

自 2019年 4月 1日
至 2020年 3月31日

1 基本計画

公益財団法人舞鶴市花と緑の公社は、市民と協力のもと、緑化の推進や自然の保全を行い、その普及啓発により豊かな花と緑に彩られた美しいまちづくりを推進し、市民の健全な心身の育成と快適な生活環境づくりに寄与するため、平成31年度において以下の事業に取り組みます。

2 事業計画

(1) 公益目的事業

ア 緑化普及啓発事業

緑化普及啓発及び民有地の緑化やその保全を図るために次の事業を行う。

(ア) 各種展示会の開催

ツバキ展、春の山野草展、アジサイ展等を開催する。

(イ) 「花と緑」の情報発信

ホームページ、広報まいづる、情報誌等により、舞鶴自然文化園を中心とした展示会、イベント、講習会等の広報や、緑化推進PR冊子等を配布し、「花と緑」に関する情報発信を行う。

(ウ) 各種講習会の実施

市民を対象として、寄せ植え教室などの講習会を実施するとともに、各種団体等からの要請による出前講座を実施する。

(エ) 舞鶴自然文化園の四季写真展の開催

舞鶴自然文化園の四季折々の魅力をアピールするため、同園を題材とした写真展を開催する。また、入選作品を中心にカレンダーを作成し、緑化普及啓発及び来園者の増加を図る。

(オ) 花苗・花の種子等の配布

民有地緑化支援の一環として、花苗や花の種等の配布や提供を行う。

イ 緑のリサイクル事業

資源の循環型システムの構築を目的とする緑のリサイクル事業として、次の事業を行う。

- (ア) 公園等から発生した木屑（剪定枝等）をチップ化の後、発酵させたリサイクル堆肥を、花壇等の土壌改良材として活用する。
- (イ) 舞鶴自然文化園等の刈取った草や落葉を発酵させて、リサイクル堆肥を作製し、花壇等の土壌改良材として活用する。

ウ 貴重希少種保存事業

舞鶴自然文化園には、国内外から収集された、原種をはじめとする貴重なツバキが数多く育成されており、これらの適正な維持管理を行うとともに、貴重な動植物の適正な維持保存を図るために次の事業を行う。

- (ア) ツバキの原種や希少種の維持保存管理を行う。
- (イ) 舞鶴自然文化園内の貴重動植物の環境保護を行う。
- (ウ) 絶滅危惧種「オオキンレイカ」の維持保存管理を行う。

エ 自然体験活動事業

身体や五感を使い自然と関わることにより、感性を豊かにし、青少年の豊かな人間性を培う一助となるために次の事業を行う。

- (ア) 舞鶴自然文化園等において、ネイチャーゲームやネイチャーガイド等の自然体験活動を行う。
- (イ) 小学校等の自然学習や自然体験活動を支援する。
- (ウ) 各種自然活動団体と協働し、舞鶴自然文化園の施設を利用して、自然とふれあい、自然の恵みを実感できる「自然とのふれあいプログラム」を実施する。

*自然とのふれあいプログラム

- ・山野草観察・星空観察などの自然観察会
- ・各種団体の自然体験に関する諸行事への支援・協働

オ 花のあるまちづくり事業

市内の公共施設等に四季折々の花で潤いのあるまちづくりを市民とともに展開するために次の事業を行う。

- (ア) 公共施設などの花壇の植替え及び維持管理を行う。

- (イ) ハンギングバスケットを街路等に整備設置し、植替え及び維持管理を行う。
- (ウ) 市内公共施設及び公的団体が主催するイベント等において、関係機関と連携し、プランター等を設置し、市民や来訪者に快適で潤いのある空間を提供する。

カ 高齢者・障害者自立支援事業

高齢者や障害者に働く楽しみを実感できる場を提供するために次の事業を行う。

- (ア) 高齢者団体等に舞鶴自然文化園の除草業務等を依頼する。
- (イ) 障害者福祉施設に椿油精製に係る椿の実の採取作業を依頼する。

上記の公益目的事業達成のため、市民の憩いの場、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場である舞鶴自然文化園を誰もが快適に利用できるよう、指定管理者として適切な維持管理及び運営を行う。

(2) 収益事業

ア 販売事業

花木苗や椿油及び、ツバキまつり・アジサイまつりにおける関連商品等の販売を行う。

イ 喫茶店事業

舞鶴自然文化園において、喫茶店の営業を行い来園者のサービス向上を図る。